

那覇港那覇ふ頭船客待合所使用者募集要領

1. 施設の概要

(1) 施設名	事務室 (24 m ²)	事務室 (76 m ²)
(2) 所在地	那覇市通堂町 2 番 1 号 (那覇ふ頭船客待合所 1 階)	
(3) 延べ床面積	24 m ²	76 m ²
(4) 使用方法	事務室	事務室 (軽飲食業可) ※火気の使用はできません
(5) 設備等	カウンター	カウンター、シンク、エアコン (3 台)
(6) 平面図	別紙参照	別紙参照
(7) 使用料 (月額、税込) ※1,860 円/m ² ×税	49,104 円	155,496 円
(8) 駐車場	別途申請可 (1 台 8,800 円/月 : 税込)	
(9) 光熱水費	別途徴収	
(10) 使用期間	・ 令和 5 年 4 月 1 日以降、使用許可に基づく使用開始日から令和 6 年 3 月 31 日まで。 ・ 特段の事情がない限り、令和 6 年度以降継続使用可能。	

2. 申込資格

- (1) 申込業種について豊富な経営経験がある方
(原則として、現在まで引き続き 2 年以上の経営経験のある方)
- (2) 県税、市町村税及び港湾施設使用料を滞納していないこと
- (3) 次の項目に該当しないこと
 - ① 破産者で復権を得ない者、成年被後見人及び被保佐人
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者
 - ③ 会社更生法又は民事再生法に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申し出がなされている者

3. 使用条件

- (1) 那覇港管理組合港湾施設管理条例及び同条例施行規則の規定又はこの要領に基づくものとします。
- (2) その他、使用許可に係る使用許可条件を遵守して下さい。

4. 申込方法

次の(1)～(4)の書類を持参又は郵送により提出して下さい。郵送により提出する場合は公募期間内必着とします。

- (1) 港湾施設使用申込書(別紙:様式1)
- (2) 沖縄県納税証明書(直近1年(期)分の県税全税目)
- (3) 所在地の市町村納税証明書(直近1年(期)分の全税目)
- (4) 法人登記簿謄本(法人の場合)又は住民票(個人の場合)
※申請者が法人の場合は、代表者の住民票も必ず提出。
- (5) 誓約書(別紙:様式2)
- (6) その他、事務室の使用方法(業務の内容)がわかる書類

※申込資格がない場合、または申込書その他の提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合には、申込は無効とします。また、申込書等の提出書類は一切返却しません。

5. 受付場所

〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 那覇ふ頭船客待合所2F
那覇港管理組合 総務部 管理課 ふ頭班(担当:池間)

6. 公募期間

~~令和5年2月6日(月)～令和5年2月20日(月)~~

公募期間内の応募がなかったため、随時募集を行います。

受付時間:8:30～16:00 ※12:00～13:00及び土日祝祭日を除く

7. 使用者の選考

- (1) 使用者の決定については、当組合で申込書類を審査し選定します(必要に応じ申込書類等の内容について実態調査を行う場合があります)。
- (2) 申込者が複数の場合において、上記審査を経た上でもなお、使用者を決定することができない場合は、当組合において抽選により決定します。

8. 結果発表

選定結果は、~~令和5年3月6日(月)までに、審査終了後~~「港湾施設使用申込書」に記載されている担当者へ電話又はメールにて連絡します。

9. 港湾施設使用許可申請の手続き

使用者に決定された方は、別途次の書類を提出し、使用許可申請手続きを行います(様式は決定後に交付します)。

- (1) 港湾施設使用許可申請書
- (2) その他管理者が必要とする書類

10. その他

- (1) 公募期間内に申込者がいない場合は、引き続き申込の受付を行います。
- (2) 公募期間後の申込みがあった場合は、受付の先行した者を優先して審査を行い、使用者を決定します。
- (3) 申込にあたっては、必ず現地及び周辺の環境等を確認して下さい。
- (4) 施設の仕様及び法令等による規制のある業種は、使用できない場合があります。
- (5) 那覇港管理組合 WEB サイト (<https://nahaport.jp/>) にも情報を掲載していますので、併せてご確認ください

【問い合わせ先】

〒900-0035 那覇市通堂町2番1号
那覇港管理組合 総務部 管理課 ふ頭班
TEL : 098-862-2328 / FAX : 098-862-4247